

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全国港湾労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 26 日以降

2 場所

別記の都道府県における全国港湾労働組合連合会の組合員が勤務する全職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 25 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県
富山県	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県
京都府	大阪府	兵庫県

和歌山県
岡山県
徳島県
高知県
長崎県
宮崎県

鳥取県
広島県
香川県
福岡県
熊本県
鹿児島県

島根県
山口県
愛媛県
佐賀県
大分県
沖縄県